

バーゼルⅡの枠組みの強化案

「第1の柱」の強化案(最低所要自己資本)

追加的リスクに係る自己資本賦課(IRC)や他のトレーディング勘定の提案に加え、バーゼル委は、バーゼルⅡの枠組みにおけるリスクの捕捉を強化することに焦点を当てた、その他の「第1の柱」の強化案を提案している。今般の危機が明らかに示している通り、資産担保証券により構成される債務担保証券(すなわち ABS-CDO。いわゆる「再証券化商品」)は、伝統的な証券化商品に比べ、システムティック・リスクとの間により高い相関を有している。したがって、再証券化商品にはより高い所要自己資本が適切である。

今般の金融危機が起こる前、銀行は、オフバランス導管体に対する多額のエクスポージャーを積み上げていたが、これは自己資本規制に必ずしも適切に反映されていなかった。こうした状況を踏まえ、バーゼル委は、長期の流動性補完と短期の流動性補完との間の区分を撤廃することによって、資産担保コマーシャル・ペーパー(ABCP)導管体を支援するために提供される流動性補完に対する所要自己資本を引き上げることが提案する。

また、バーゼル委は、外部格付を有する証券化商品の裏付けとなるエクスポージャーについて、その特性に関する包括的な情報を、個々及び複数のストラクチャーにわたり入手することを銀行に求めることを提案する。銀行がこうした情報の入手を怠った場合には、所要自己資本が引き上がることとなる。

「第2の柱」(監督上の検証プロセス)の強化

「第2の柱」の補完的なガイダンスの目的は、今般の危機により明らかとなったリスク管理実務の不備に対処することである。これらの不備は、多くの場合、金融機関のガバナンス構造におけるより根本的な欠陥の現れであった。業界は、これらの脆弱性に対処するための健全な原則の策定のため、多くの対策をとってきた。バーゼルⅡの枠組みの「第2の柱」は、これらの業界による取組みが長期にわたり実際に実施されることを確保する、より強力な手段を監督当局に提供する。これは、「第2の柱」における銀行のリスク統制と資本計画プロセス、及び各金融機関に固有のリスク特性を

反映した規制上の最低基準を上回る自己資本バッファの充実度の検証を通じ補強される。

この目的を果たすため、バーゼル委は、監督上のガイダンスと、その「第2の柱」における検証プロセスとの関連を、以下のように強化することを提案する。

- *銀行横断的なガバナンスとリスク管理*:バーゼル委による強化された監督上のガイダンスは、取締役会及び上級管理職に対する以下の事項に関する明確な期待を示す。銀行横断的なリスク特性を理解すること、銀行横断的なエクスポージャー情報を理解しやすい複数の指標を用いて適時に合算すること、景気循環を通じた長期的な成果を勘案する方法によりリスク選好度(risk appetite)を設定すること並びにリスク・エクスポージャー及びリスク集中を当該リスク選好度に従って制御する明確なインセンティブを銀行横断的に設定すること。
- *オフバランス取引と証券化業務のリスクの捕捉*:バーゼル委が提案する強化された監督上のガイダンスは、バランスシート上及びオフバランスシート双方のエクスポージャー並びに証券化業務から生じる銀行横断的なリスク集中の捕捉に関する監督上の期待を強化するであろう。これは、契約上のリスク並びに契約外のコミットメント、暗黙の支援及び風評リスクが、リスク・エクスポージャー、自己資本及び流動性に潜在的に与え得る影響を含む。
- *リスクと収益を長期的視野で管理するインセンティブ*:バーゼル委による強化された「第2の柱」のガイダンスは、銀行が、各行のビジネスモデルに付随する長期的なリスクと収益を反映した、適切なインセンティブ構造を、銀行横断的に確立することに対する期待を示すであろう。補完的な「第2の柱」のガイダンスは、監督当局にとって、リスク管理と資本計画プロセスの一部として、健全な報酬スキームを促進する重要な手段となるであろう。

補完的な「第2の柱」のガイダンスはまた、以下のバーゼル委の取組みの中から、鍵となる提言も盛り込んでいる。

- 「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」(2008年9月)
- 「銀行の公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」(2008年11月28日に市中協議文書公表)

- 「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」(2009年1月6日に市中協議文書公表)

「第3の柱」(市場規律)の強化

先進的な情報開示実務の入念な分析を経て、バーゼル委は、以下の6分野に焦点を当てた、現行の「第3の柱」の開示項目に対する改訂案を策定した。

- トレーディング勘定における証券化エクスポージャー
- オフバランス導管体に係るスポンサー業務
- 証券化の内部評価方式(IAA)及びその他の ABCP 流動性補完
- 再証券化エクスポージャー
- 証券化エクスポージャーの価値評価
- 証券化エクスポージャーに係るパイプライン/ウェアハウジング・リスク

これらの情報開示では、適用範囲、自己資本、リスク・エクスポージャー及びリスク評価プロセスに関する主要な情報を通じて、市場参加者が銀行における自己資本の充実度を評価することを可能とすることにより、バーゼルⅡの枠組みの他の2本の柱を補完することが意図されている。

バーゼル委による提案は、「第1の柱」の所要自己資本の理解にのみ関係するものではない開示項目も一部に含んでいる(例:銀行のオフバランス導管体に係るスポンサー業務に関する開示)。これらは、市場参加者が銀行全体のリスク特性をより良く理解することを意図したものである。バーゼル委は、これらの強化された開示要件の提案が、証券化業務に関連した銀行のバランスシートの強靱性に関して、市場の不信感が再発することを防止する一助になると確信する。